

3 監 査 第 132 号
令 和 3 年 10 月 26 日

請求人（略）

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 原 よしのぶ

同 渡 辺 昇

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和3年9月2日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年9月2日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月22日に請求人が行った陳述及び同日付けで提出された事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の趣旨

監査委員は、愛知県知事に対し、愛知県（以下「県」という。）が一宮市民生児童委員協議会連絡会長を通じて支出した民生委員協議会活動費交付金（以下「交付金」という。）のうち、次に掲げる部分について、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）及び民生委員協議会活動費交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に違反し間違いがあるため返還させるために必要な措置をとることを勧告するよう求める。

- (1) 西成連区、大和町連区、大徳連区、葉栗連区及び三条連区の5連区の民生児童委員協議会に支払った令和2年度の交付金のうち、524,341円
- (2) 貴船連区、向山連区、葉栗連区、丹陽町連区、北方町連区、大和町連区、奥町連区、小信中島連区、三条連区、大徳連区、開明連区及び木曾川町連区の12連区の民生児童委員協議会に支払った令和元年度の交付金のうち、917,773円

2 請求の理由

- (1) 交付金の返還に関する令和元年6月10日付けの住民監査請求（以下「前回監査請求」という。）について、県監査委員は同年8月5日棄却したが、県に対し「交付金事務の透明性を確保するため、現在の交付要綱の改正あるいは運用基準の策定をするとともに、交付金の額の確定に当たり、事務の明確化と適格な審査が行われるよう要望する。」として5件の要望が付された。

県は重く受け止め、交付要綱の一部改正を行った。改正された交付要綱は平成31年4月1日から適用となっている。しかし県及び一宮市の対応はほとんど変わっておらず効果が表れていない。

加えて、尾張福祉相談センター長は平成30年度実績報告の依頼で関係市町村長に「経費を按分したケースにおいてはその内訳等を事務担当者の方の資料としてお持ちください」と通知している。このことは民生委員法（昭和23年法律第198号）第24条に規定する民生委員協議会の任務の遂行に要する経費について全て記入することを意味している。しかし、一宮市23連区において県も一宮市もほとんどチェックしていないため、多くの民生委員協議会は好き勝手の交付金の使用をしており民生委員法の精神に反し

ている。改正効果もほとんどない。

実績報告に現金出納簿、行程表は提出されるようになったが、ほとんどチェックされておらず縣市担当者は添付する意味を理解していない。

協議会開催に要する総経費も交付基準額に合わせ計上している連区が多数ある。西成連区では研修旅行バス代1件のみが協議会活動に要する総経費となっている。しかも短時間見学するだけでほとんど民生委員活動事業費に関係のない慰安観光旅行時のバス代である。参加者は40名中23名で、不参加者に旅行代の約半分が返還されていると思われる。

西成連区の場合、収支計算書で「この収支計算書は正しいものであることを証明する。」と一宮市宮西連区民生児童委員協議会会長名でタイプされているが印鑑もなく日付の記載もない（収支計算書は23連区全て記載されていない。）。証明資料として添付されている現金出納簿と相違がある。なお、会長は令和3年度一般会計には自筆で署名し押印している。

これらのことから判断すると、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の2、同法第2条14項、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項にも違反している。

- (2) 愛知県補助金等交付規則、交付要綱も形だけは守られているものはあるが、肝心なことは実質的にはほとんど守られていない。研修先の行程表は提出されるようになったが、中身は観光慰安旅行である。今回は、余興準備費用、旅行アルバム作成費等多額に使用されているところがあり、とても研修といえる内容でない。

今回は規則を守る実効性のある調査にさせていただくため、令和2年度は西成（宿泊旅行含む）、大和町及び大徳の3連区と研修旅行先は葉栗及び三条の2連区に絞り、令和元年度は研修旅行に絞り、返還させるために必要な措置をとることを勧告するよう求める。

- (3) これまで3回の住民監査請求により、県監査委員の調査のおかげで交付要綱の改正も行われた。関係人調査も行われた。しかし改正された内容も形だけしか守られていないことがある。関係人調査も虚偽の内容が多々ある。一宮市職員でさえ虚偽の報告がある。むしろ一宮市が民生委員の不正に加担していると思われる点がある。請求人は一宮市をよくしようと真剣に取り組んでいるのである。一宮市長に事実が報告されているとは思われない。真相を解明するため、一宮市民生児童委員協議会会長及び一宮市福祉部部长に刑事告発を求めるよう要望を一宮市長にさせていただきたい。
- (4) 前述した部分を除き、各連区の規則違反等及び研修旅行と認め難い連区の状況は次のとおりである。
- ア 西成連区（令和2年度）

(ア) 県は令和2年7月20日、西成連区に160,820円交付金を前払いしているが、研修旅行バス代は現金出納簿では交付金対象外となっている。したがって要綱違反である。

(イ) 旅行会社の請求書明細では宴会費用のみで44,300円あるのに、請求書に宴会費等24,870円と記載されているのはおかしい。

(ウ) 欠席者17名への返還金額は現金出納簿には記載がなかった。

イ 大和町連区（令和元年度・令和2年度）

(ア) 現金出納簿は令和3年1月15日までしか記載されていない（令和元年度は令和元年11月27日まで）。しかし繰越金は784,919円から1,573,321円に788,402円増えており、その間の状況は全く分からない状況である。したがって、令和元年度分についても令和2年度と同様であり、収支計算書、現金出納簿は要綱に違反し、でたらめの状況である。

(イ) 交付金基準額に合わせて県対象経費を報告していると思われるため、使用金額2,187,290円に対し198,736円が県対象経費になっている。従って本来県対象経費であるものが交付金対象外になっている。

(ウ) 令和2年6月宿泊研修を行ったと「民生委員活動状況集計表」に記載あるが現金出納簿に記載なし。

(エ) 交付金対象金額で県基準額を超える分について会費で支払ったと収支計算書に記載があるが、現金出納簿に会費入金の記載は過去においても無い。

(オ) 県に提出された収支計算書に「正しいものであることを証明する。」としているが、証明日の記載はない。

(カ) 大和町連区の会長は、一宮市民生委員児童委員協議会の会長、民生委員選定委員、一宮市社会福祉協議会理事会の副会長の要職に在り、各連区民生児童委員協議会を指導する立場にある。しかし大和町連区の収支計算書の内容は23連区中一番ひどい状況であり、完成されたものが提出されていない。金額の確定が行われておらず、愛知県補助金等交付規則に違反しているため交付金支払額全額の返済を求める。

ウ 大徳連区（令和2年度）

(ア) 収支計算書と現金出納簿の県対象金額の明細が違う。

(イ) 県に提出された収支計算書に正しいものであることを証明する証明日の記載がない。

(ウ) 書籍「災害に備えるハンドブック」が交付金対象外であるのとほぼ同じ条件である書籍「民生委員の基礎知識他」並びに現金出納簿で対象外となっている役員会チケット2冊、「ゼンリン地図」及びミネラルウ

オーターは交付金対象外と判断した。

エ 令和2年度の葉栗連区の研修旅行

(ア) 行程表の内容から判断して対象外とした。参加者数も会員数の半分の14名である。

(イ) 不参加者に対する返金が行われたと思われるが実態は不明である。

オ 令和2年度の三条連区の研修旅行

(ア) 行程表の内容から判断して交付金対象外とした。

(イ) 不参加者に対する対応は不明である。

カ 令和元年度の研修旅行

貴船連区、向山連区、葉栗連区、丹陽町連区、北方町連区、奥町連区、小信中島連区、三条連区、大徳連区、開明連区及び木曾川町連区の研修旅行は、行程表の内容等から交付金対象外と判断した。

3 結論

(1) 県は前回監査請求を受け令和元年11月に交付要綱の一部改正を行い平成31年4月1日から適用した。

(2) 県と一宮市は前述のとおり交付要綱の改正に従っていない。

(3) 令和元年度及び令和2年度の現金出納簿を精査すると、多くの連区で前払いした交付金額が確定しているが、審査、調査が交付要綱どおり行われず、交付要綱に違反したまま確定している。実態を明らかにした上記1(1)の524,341円及び(2)の917,773円について、上記1請求の趣旨のとおり請求を行う。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

(1) 令和2（2020）年度における一宮市民生児童委員協議会連絡会長に対する交付金の支出のうち、葉栗連区、西成連区、大和町連区、大徳連区及び三条連区に係るもの

(2) 令和元（平成31）（2019）年度における一宮市民生児童委員協議会連絡会長に対する交付金の支出のうち、貴船連区、向山連区、葉栗連区、丹陽町連区、北方町連区、大和町連区、奥町連区、小信中島連区、三条連区、大徳連区、開明連区及び木曾川町連区に係るもの

2 監査対象機関

福祉局福祉部地域福祉課及び尾張福祉相談センター

第3 監査結果

1 はじめに

請求人の指摘するとおり、前回監査請求に対する棄却決定後に交付要綱の見直しが行われ、それに伴い諸点が改正されて平成31年4月1日から適用されている。この改正交付要綱が遵守されるべきことは言うに及ばず、その趣旨に悖る運用があれば、その指摘は貴重であり、その改善が急務であることも言うに及ばない。

他方、住民監査請求制度は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関若しくは職員が行う違法・不当な行為若しくは怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であって、その交付要綱に係る手続違背があったからといって、直ちに交付金の返還を求めることは相当ではなく、県の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護する目的から、その交付金の返還を求めることの可否を検討する必要がある。

2 監査の前提となる事実として認定した事項

(1) 関係法令等の定め

本件住民監査請求に係る法令等の定めは、以下のとおりである。

ア 交付要綱

県では、民生委員協議会の任務の遂行に要する経費を交付するため、愛知県補助金等交付規則に基づき交付要綱を定め、交付要綱第2において、交付の対象となる経費を別表のとおりとしている。

イ 民生委員法

民生委員法第24条は、民生委員協議会の任務を次のとおりと定めている。

- (ア) 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- (イ) 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- (ウ) 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- (エ) 必要な資料及び情報を集めること。
- (オ) 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- (カ) その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

また、民生委員協議会に関する費用は、民生委員法第26条の規定により都道府県が負担することとされている。

(2) 民生委員法第20条の規定は、民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見

を聴いて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない旨を定めている。

一宮市の区域においては、23の区域ごとにそれぞれ地域名を冠した連区民生児童委員協議会（以下「単位民生委員協議会」という。）を設けており、地域名は、宮西、貴船、神山、大志、向山、富士、葉栗、西成、丹陽町、浅井町、北方町、大和町、今伊勢町、奥町、萩原町、千秋町、起、小信中島、三条、大徳、朝日、開明及び木曾川町である。

また、一宮市内の民生委員全員をもって一宮市民生児童委員協議会が組織されており、当該協議会を代表し、会務を総轄する者として、連絡会長が置かれている。

(3) 交付要綱の改正

交付要綱は、前回監査請求の結果において監査委員から交付金事務の透明性を確保するよう要望が付されたことを受けて、同年11月25日に改正され、改正後の交付要綱は、令和元年度分の交付金から適用されることとされていた。したがって、本件住民監査請求に係る交付金は、当該要望を受けての改正後の交付要綱が適用されるものである。

また、当該改正は、交付金の使途を「民生委員協議会の開催に要する経費」から「民生委員協議会の任務の遂行に要する経費」に改正する、交付要綱別表において対象経費として報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料賃借料及び負担金の8項目の経費区分を列挙するとともにそれらの具体的な内容を例示することにより対象を明確化する、実績報告書に視察研修の行程表の添付を必須とする等の内容であった。

(4) 交付金の申請

一宮市民生児童委員協議会連絡会長は、各単位民生委員協議会の民生委員定数及び事業計画を基に、各単位民生委員協議会の交付所要額を算出し、令和元年度は同年5月10日付けで、令和2年度は同年5月8日付けで一宮市長を経由して交付を申請した。

(5) 交付金の支出

県が一宮市民生児童委員協議会連絡会長に対して、令和元年度及び令和2年度に支払った交付金については、上記(4)の交付金の申請に基づき、次表のとおり支出されていた。

年 度	交 付 決 定 日	交 付 金 額
令和元年度	令和元年5月22日	2,488,184円
令和2年度	令和2年5月20日	2,470,597円

(6) 交付金の額の確定

令和元年度及び令和2年度において、愛知県尾張福祉相談センター長に

よる交付金の額の確定に至る経緯は、次のとおりであった。なお、実績報告書には交付金の交付対象となる事業に係る収入及び支出を記載した収支計算書（以下「収支計算書」という。）及び現金出納簿の写しを添付することとされており、愛知県尾張福祉相談センター長が額を確定するに当たっては、地域福祉課において令和2年1月に作成された「民生委員協議会活動費交付金事務に関するQ&Aについて（事務連絡）」（以下「事務連絡」という。）を踏まえ、実績報告書の添付書類として提出された収支計算書に記載された経費が交付対象経費に該当するか否かを判断していた。

ア 令和元年度

一宮市民生児童委員協議会連絡会長は、令和2年4月10日付けで一宮市長を経由して愛知県知事宛て「令和元年度民生委員協議会活動実績について」を提出した。なお、経由機関である一宮市長は、実績報告を適正なものとして認め、副申を付して愛知県尾張福祉相談センター長へ回付した。

そして、愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、愛知県補助金等交付規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を審査した結果、令和2年6月2日付けで、当初交付決定した2,488,184円のとおりと確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長に書面で通知した。

なお、額の確定に係る審査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から現地調査は実施されていなかったが、実績報告書の内容を確認し、必要に応じて各単位民生委員協議会において保管されている領収書等の証拠書類の提示を受けて照合することにより行われていた。

イ 令和2年度

一宮市民生児童委員協議会連絡会長は、令和3年4月8日付けで一宮市長を経由して愛知県知事宛て「令和2年度民生委員協議会活動実績について」を提出した。なお、経由機関である一宮市長は、実績報告を適正なものとして認め、副申を付して愛知県尾張福祉相談センター長へ回付した。

そして、愛知県尾張福祉相談センター長は、提出された実績報告を受け、愛知県補助金等交付規則第14条に基づき、交付すべき交付金の額を審査した結果、令和3年5月7日付けで、当初交付決定した2,470,597円のとおりと確定し、一宮市民生児童委員協議会連絡会長に書面で通知した。

なお、額の確定に係る審査は、一宮市役所における実地調査により、提出された実績報告書と各単位民生委員協議会において保管されている領収書等の証拠書類とを照合することにより行われていた。

3 請求人の主張の要旨

上記第1の2の請求人の主張の要旨は、①単位民生委員協議会が実施している研修旅行の費用に交付金を充当すること及び②単位民生委員協議会が作

成した交付金に係る実績報告に添付された収支計算書、現金出納簿等に不備があるにもかかわらず交付金が支払われていることは、いずれも交付要綱に違反するものであるので、その返還を求めるというものに整理できる。よって、これらの2点について順次検討する。

4 研修旅行に交付金を充当しているとの主張について

(1) 研修旅行について

請求人が指摘する研修旅行とは、視察研修として実施された民生委員協議会の活動のうち、バス等を借り上げて民生委員協議会を構成する民生委員が団体で行動し、視察、講演その他の研修に加えて食事、宿泊等を伴うものと解される。よって、以下では、請求人の主張に基づき監査の対象とした各単位民生委員協議会における視察研修の状況及び交付金の充当状況について検討する。

(2) 認定した事実

請求人の主張に基づき監査の対象とした各単位民生委員協議会における視察研修の内容及び交付金の充当状況について、実績報告に添付された収支計算書及び視察研修に係る行程表により確認したところ、次のとおりであった。なお、各単位民生委員協議会において視察研修の費用として交付金を充当している対象経費としては、視察研修のためのバスの借りに係る費用（以下「バス借上料」という。）がその大半を占めていたため、以下ではバス借上料を中心に検討する。

(3) 令和元年度分

ア 貴船連区

視察研修は1泊2日で行われており、行先は静岡県であった。行程表によれば、1日目は静岡県の三保の松原、日本平等に立ち寄った後に焼津黒潮温泉にて宿泊、2日目は静岡県内の児童養護施設で研修を行い、掛川花鳥園等に立ち寄った後に帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、計上したバス借上料9,674円はバスの借りに係る費用216,000円の一部である旨が記載されていた。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
85,000	0	85,000	9,674	75,326	85,000

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバスの借りに係る費用の一部と、視察研修とは関係のないその他消耗品費等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。

イ 向山連区

視察研修は1泊2日で行われており、行先は岐阜県、福井県及び石川県であった。行程表によれば、1日目は岐阜県内の児童養護施設で研修を行い、福井県内の博物館に立ち寄った後に山代温泉にて宿泊。2日目は石川県へ移動し長町武家屋敷跡、兼六園等に立ち寄った後に帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、現金出納簿にはバス借上料を含めた視察研修費用に係る支出が記載されていなかった。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
85,000	113,705	198,705	180,000	18,705	198,705

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバス借上料と、視察研修とは関係のないその他消耗品費等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

ウ 葉栗連区

視察研修は日帰りで行われており、行先は岐阜県であった。行程表によれば、岐阜県の高山別院にて住職の講演による研修を行い、高山市内を散策した後、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、バス借上料の他に視察研修に係る費用として講師謝金10,000円が計上されていた。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
125,300	67,494	192,794	143,000	49,794	192,794

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバス借上料と住職法話代、視察研修とは関係のない役員会お茶代に充当されており、視察研修に係る昼食代などのその他経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

エ 丹陽町連区

視察研修は2泊3日で行われており、行先は栃木県、東京都及び神奈川県であった。行程表によれば、1日目は栃木県内の児童養護施設で研修を行い、川治温泉にて宿泊。2日目は日光東照宮に立ち寄った後、東京都の東京臨海広域防災公園にて研修を行い、東京都内で宿泊。3日目は迎賓館赤坂離宮を見学した後、神奈川県内の障害者スポーツ施設で研修を行い、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、交付金額は「122,000円」と記載されていたが、「122,200円」の誤記であった。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
122,000	321,778	443,778	421,200	22,578	443,778

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバス借上料と、視察研修とは関係のないその他消耗品費等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

オ 北方町連区

視察研修は1泊2日で行われており、行先は兵庫県であった。行程表によれば、1日目は兵庫県の阪神淡路大震災記念・人と防災未来センターにて研修を行い、灘の酒蔵に立ち寄った後、有馬温泉にて宿泊。2日目は六甲山及び兵庫県内の博物館に立ち寄り、神戸市内散策を経て帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
85,000	89,230	174,230	162,000	12,230	174,230

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバス借上料と、視察研修とは関係のない定例会茶菓代等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

カ 大和町連区

視察研修に係る費用は計上されておらず、交付金は充当されていなかった。

キ 奥町連区

視察研修は1泊2日で行われており、行先は静岡県及び神奈川県であった。行程表によれば、1日目は静岡県の浜松市沿岸域防潮堤で研修を実施し、宇久須温泉にて宿泊。2日目は箱根神社及び大涌谷に立ち寄って帰着というものであった。さらに、県内を行先とする日帰りの研修も行われていた。行程表によれば、豊田市内の社会福祉法人及び豊田市防災学習センターにて研修を実施し、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、バス借上料は1泊2日の視察研修に係るものとの記載があり、計上したバス借上料50,000円はバスの借り上げに係る費用302,400円の一部であることが尾張福祉相談センターによって確認されていた。他に高速道路代として1泊2日の視察研修に係るもの37,170円及び日帰りの視察研修に係るもの

13,750円が計上されていた。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
100,500	41,045	141,545	50,000	91,545	141,545

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバスの借り上げに係る費用の一部と、1泊及び日帰りの視察研修に係る高速道路代その他、視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

ク 小信中島連区

視察研修は日帰りで行われており、行先は県内であった。行程表によれば、名古屋市内の緊急通報システム関連会社及び名古屋大学減災館にて研修を実施し、帰着というものであった。さらに、長野県及び岐阜県を行先とする日帰りの視察研修も行われていた。行程表によれば、長野県内の高齢者福祉施設で研修を実施した後、岐阜県の岩村城址に立ち寄り、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、バス借上料は県内の視察研修に係るものであり、他に有料道路代として県内の視察研修に係るもの1,130円及び長野県等の視察研修に係るもの8,340円が計上されていた。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
91,200	6,775	97,975	56,700	41,275	97,975

また、交付金は、県内の視察研修に要した費用のうちバス借上料の一部と、2件の視察研修に係る高速道路代その他、視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されており、視察研修に係る昼食代やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

ケ 三条連区

視察研修は1泊2日で行われており、行先は静岡県であった。行程表によれば、1日目は静岡県の天竜二俣駅の鉄道歴史館に立ち寄り、焼津・黒潮温泉で宿泊。2日目は静岡県内の児童養護施設で研修を行った後、掛川花鳥園等に立ち寄り、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
106,700	103,097	209,797	186,300	23,497	209,797

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバス借上料と、視察研修

とは関係のない消耗品費等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

コ 大徳連区

視察研修は1泊2日で行われており、行先は静岡県であった。行程表によれば、1日目は静岡県内の児童養護施設で研修を行い、舘山寺温泉で宿泊。2日目は浜名湖遊覧の後、航空自衛隊浜松広報館、龍ヶ岩洞等に立ち寄り帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、計上したバス借上料47,855円はバスの借りに係る費用133,000円の一部である旨が記載されていた。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
91,200	0	91,200	47,855	43,345	91,200

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバスの借りに係る費用の一部と、視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。

サ 開明連区

視察研修は日帰りで行われており、行先は県内であった。行程表によれば、長久手市内の社会福祉法人において研修を行い、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、バス借上料の他に視察研修に係る費用として昼食代27,000円及び施設入場料3,000円が計上されていた。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
85,000	69,008	154,008	69,440	84,568	154,008

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバス借上料、昼食代及び施設入場料と、視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されていた。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。なお、視察研修に係る昼食代は、一人当たり2,700円であり、交付要綱に定める食糧費の基準である一人当たり3,000円の範囲内であった。

シ 木曾川町連区

視察研修は2泊3日で行われており、行先は鹿児島県及び熊本県であった。1日目は飛行機で熊本空港へ移動後、熊本県益城町において震災に関する研修を行い、鹿児島県の指宿温泉で宿泊。2日目は知覧特攻平和会館で研修を行い、知覧武家屋敷庭園、島津別邸・仙巖園等に立ち寄り、熊

本県の人吉温泉で宿泊。3日目は水前寺公園及び熊本城に立ち寄り、熊本空港から飛行機で移動し、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、計上したバス借上料181,496円はバスの借り上げに係る費用356,400円の一部である旨が記載されていた。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
171,800	71,500	243,300	181,496	61,804	243,300

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバスの借り上げに係る費用の一部と、視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

(4) 令和2年度分

ア 葉栗連区

視察研修は1泊2日で行われており、行先は福井県及び石川県であった。行程表によれば、1日目は福井県の東尋坊にて自殺企図者の命を救う活動を行っているNPO法人の活動報告の聴講による研修を行い、石川県の安宅の関跡に立ち寄り、栗津温泉にて宿泊。2日目は金沢市内のひがし茶屋街及び近江町市場に立ち寄った後に帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。なお、計上したバス借上料85,778円はバスの借り上げに係る費用280,500円の一部である旨が記載されており、バス借上料の他に視察研修に係る費用として講師謝金10,000円が計上されていた。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
124,064	0	124,064	85,778	38,286	124,064

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバスの借り上げに係る費用の一部と視察研修に係る講師謝金、視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。

イ 西成連区

視察研修は1泊2日で行われており、行先は徳島県及び兵庫県であった。行程表によれば、1日目は徳島県内の美術館を見学して鳴門にて宿泊。2日目は渦の道を見学したのち、兵庫県の北淡震災記念公園にて研修を行い、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
160,820	48,180	209,000	209,000	0	209,000

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバス借上料に充当されており、視察研修に係る温泉での宿泊料やその他の視察先に要した経費には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

ウ 大和町連区

視察研修に要する費用は計上されていなかった。

エ 三条連区

視察研修は日帰りで行われており、行先は県内であった。行程表によれば、稲沢市民会館及び名古屋市内の福祉用具関連企業において研修を行い、帰着というものであった。また、収支計算書によれば、交付金の充当状況は次表のとおりであった。

交付金	その他収入	収入計	バス借上料	その他費用	支出計
105,686	89,541	195,227	121,000	74,227	195,227

また、交付金は、視察研修に要した費用のうちバス借上料と、視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されており、視察研修に係る昼食代には充当されていなかった。また、交付金対象経費について、交付金で不足する金額は、単位民生委員協議会のその他の収入により賄われていた。

オ 大徳連区

視察研修に要する費用は計上されていなかった。

(5) 判断

各連区につき認定した詳細な事実は上記のとおりである。これを前提にして、視察研修等に関する交付要綱の解釈につき検討してみる。

地域福祉課によれば、交付要綱において「視察研修等におけるバスの借り上げ料」を対象経費として例示しているところ、「視察研修等」を明確に定義したものはないが、視察研修先が県外であっても文言上当然認められ、観光施設に立ち寄る場合でも、行程の一部に研修が含まれるのであれば対象経費に該当するとの見解であった。また、実際に交付金の交付事務の運用を所管する尾張福祉相談センターによれば、当該解釈を踏まえつつも、疑念を抱かれることのないよう、視察研修が1泊2日にわたる場合であって、研修と認められる行程が1日目にしか設定されていないようなときには、バスの借り上げに係る費用全体のうち2分の1程度を対象とするよう指導する場合もあるとのことであった。

この点、交付要綱別表に対象経費の例示として「視察研修等におけるバスの借り上げ料」との記載があるので行程の一部に研修が含まれるのであればバス借上料全体に交付金を充当することは要綱違反とはいえないと解釈することは、必ずしも相当でない。

交付金は、民生委員の職責が果たされるために支払われているのであって、視察研修等の行程において、専ら遊興・観光が目的であったと明らかに認められるような行程部分まで、交付金の支出を正当化できるものではなく、尾張福祉相談センターの上記運用方針は、正当というべきである。

そこで、単位民生委員協議会ごとに検討したところ、以下のとおりであった。

ア 令和元年度分

(ア) 貴船連区

視察研修の1泊2日中、異論のない研修は2日目の児童養護施設での研修であるところ、交付金の充当は、バスの借りに係る費用216,000円のうち9,674円にとどまっている。その支出割合から交付金の使用として不当なものとは認められない。

(イ) 向山連区

視察研修の1泊2日中、異論のない研修は1日目の児童養護施設での研修であるところ、交付金の充当は、バスの借りに係る費用180,000円のうち85,000円にとどまっている。その支出割合から交付金の使用として不当なものとは認められない。なお、現金出納簿にはバス借上料を含めた視察研修費用に係る支出が記載されていなかったことは改善の余地がある。

(ウ) 葉栗連区

視察研修は日帰りで行われているところ、高山別院にて住職の講演による研修を行っていたことが認められる。交付金は125,300円であったところ、講師謝金10,000円及びバス借上料143,000円が支払われており、そこにおいて交付金の使用として不当なものとは認められない。

(エ) 丹陽町連区

視察研修の2泊3日中、異論のない研修は1日目の児童養護施設での研修、3日目の障害者スポーツ施設での研修であり、2日目の東京臨海広域防災公園での見学等は研修に値する。交付金は122,200円であったところ、一部は視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されていた。そして、バス借上料は421,200円に及んでいたものであり、その支出割合から交付金の使用として不当なものとは認められない。

(オ) 北方町連区

視察研修の1泊2日中、1日目の阪神淡路大震災記念・人と防災未来センターでの見学等は研修に値する。交付金は85,000円であったところ、バス借上料は162,000円であり、交付金の使用として明らかに不当

とまでは認められない。

(カ) 大和町連区

視察研修に係る費用は計上されておらず、交付金の使用として不当なものとは認められない。

(キ) 奥町連区

視察研修の1泊2日中、1日目の沿岸域防潮堤の見学等の企画は研修として評価する余地がある。当該視察研修のバスの借りに係る費用302,400円のうち50,000円が交付金を充当したとして計上され、他に高速道路代として1泊2日の視察研修に係る部分として37,170円が計上されていた。別に、当該連区では、日帰りの社会福祉法人及び豊田市防災学習センターでの研修も行われていた。

交付金は100,500円であったところ、バス借上料50,000円のほか、上記2件の視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されており、交付金の使用として不当なものとは認められない。

(ク) 小信中島連区

視察研修を二度にわたり日帰りで行っており、一度目は県内での緊急通報システム関連会社及び名古屋大学減災館での研修、二度目は長野県内の高齢者福祉施設での研修を実施したことが認められる。交付金は91,200円であったところ、バス借上料は56,700円であり、交付金の使用として不当なものとは認められない。

(ケ) 三条連区

視察研修の1泊2日中、異論のない研修は2日目の児童養護施設での研修であり、交付金は106,700円であったところ、バス借上料は186,300円であり、交付金の使用として不当なものとは認められない。

(コ) 大徳連区

視察研修の1泊2日中、異論のない研修は1日目の児童養護施設での研修であり、交付金は91,200円であったところ、バスの借りに係る費用133,000円の一部である47,855円に交付金が充当されており、交付金の使用として不当なものとは認められない。

(ク) 開明連区

視察研修は、日帰りで県内の社会福祉法人で行われている。交付金は85,000円であったところ、バス借上料は69,440円であったものであり、この点では、交付金の使用として不当なものとは認められない。なお、当該視察研修では、バス借上料以外に視察研修に係る費用として昼食代27,000円が計上されていたものの、一人当たり2,700円であったこと

から交付要綱に定める食糧費の基準である一人当たり3,000円の範囲内であり特段指摘するものではないが、同様に施設入場料3,000円が計上されていたことは不明な部分であった。しかし、バス借上料69,440円と昼食代27,000円の合計で既に交付金85,000円を上回っており、交付金の使用として不当とは認められない。

(シ) 木曾川町連区

視察研修の2泊3日中、異論のない研修は1日目の熊本県益城町における震災に関する研修であり、2日目の知覧特攻平和会館見学は、疑義は残るものの命の重要性を改めて知るという意味で研修として明らかに否定するまでには至らない。バスの借りに係る費用356,400円のうち181,496円が交付金の対象経費として計上されているが、交付金は171,800円であり、交付金の充当範囲は、多くとも171,800円である。また、交付金が、視察研修とは関係のない消耗品費等に充当されている事実もあり、それも考慮すれば、交付金の使用として不当なものとは認められない。ただし、木曾川町連区は、今後、研修企画として疑義が生じることのないように交付金の使用に留意すべきである。

イ 令和2年度分

(ア) 葉栗連区

視察研修の1泊2日中、1日目の福井県の東尋坊にて自殺企図者の命を救う活動を行っているNPO法人の活動報告の聴講企画は、命の重要性を改めて知るという意味で研修として認める余地があるが、その余は明らかな研修と認めるには足りない。交付金は124,064円であったところ、バスの借りに係る費用280,500円のうち85,778円を計上しているにとどまっている。交付金の使用として不当なものとは認められない。

(イ) 西成連区

視察研修の1泊2日中、2日目の北淡震災記念公園の見学等を研修として認める余地が十分ある。なお、1日目の徳島県内の美術館見学は、疑義は残るものの美術館の特性から民生委員としての知識・教養を高め、これを職責上利用する余地がないとはいえず、研修として明らかに否定するまでには至らない。交付金は160,820円であるところ、バス借上料は209,000円である。これらを総合すると、現時点で交付金の使用として不当なものとは断定することはできない。ただし、西成連区は、今後、研修企画として疑義が生じることのないように交付金の使用に留意すべきである。

(ウ) 大和町連区

視察研修に係る費用は計上されておらず、交付金の使用として不当なものとは認められない。

(エ) 三条連区

視察研修は日帰りで稲沢市民会館及び名古屋市内の福祉用具関連企業にて研修が行われている。交付金は105,686円であり、バス借上料121,000円となっている。交付金の使用として不当なものとは認められない。

(オ) 大徳連区

視察研修に係る費用は計上されておらず、交付金の使用として不当なものとは認められない。

ウ まとめ

以上のとおり、視察研修に係る費用において、交付金の返還を求めるべき事情を認めることはできなかった。しかしながら、視察研修と銘打っているものの、全体として遊興・観光が目的であることを窺^{うかが}わせる行程が多く認められた。

5 収支計算書、現金出納簿等に不備があるとの主張について

次に、請求人は、交付金の実績報告書に添付された収支計算書及び現金出納簿その他添付資料には、日付や押印がない、現金出納簿の不足、金額の不整合等の不備があると主張しているので、以下では、これらについて検討する。

(1) 認定した事実

交付要綱には、実績報告書の様式に添付書類として「各民生委員協議会の当該年度（4～3月）分の収支計算書（市民生委員協議会連絡会にあっては要証明）」、「現金出納簿（帳簿）の写し（要原本証明）」及び「事業活動記録、事業活動報告書等活動の分かるもの（視察内容の分かるもの（行程表等）については必須）」との記載があった。また、収支計算書の様式には、「交付対象となる事業経費についてのみ記載すること」及び「また、交付金を使用して行った活動のうち、その他充当した財源がある場合は、「その他の収入額」に計上すること」との注釈の記載があった。

また、交付要綱には収支計算書の様式の記載例が添付されており、証明の文言の記載例として「この収支計算書は正しいものであることを証明する。〇〇〇市▲▲区民生委員児童委員協議会長」との記載があり、日付の記入や押印を求めるものとはなっていなかった。

地域福祉課によれば、収支計算書に証明を記載させる趣旨は、各単位民生委員協議会会長に内容の適正性を担保させるためであり、日付の記載は求めていないとのことであった。また、押印についても、令和2年度分からは交付申請書への押印を廃止したことから、これと取扱を合わせるため、求め

ていないとのことであった。

そこで、監査の対象とした令和2年度の各単位民生委員協議会（大和町連区にあっては、令和元年度及び令和2年度）における収支計算書及び現金出納簿その他添付資料の状況並びに額の確定時におけるこれらの書類の審査の状況を確認したところ、次のとおりであった。

ア 西成連区

収支計算書によれば、収入の部は交付金160,820円及び市運営費48,180円の合計209,000円であり、その全額が上記4で述べたバス借上料として使用料賃借料209,000円に充当されていた。収支計算書には単位協議会会長による証明がされていたが、「西成連区民生児童委員協議会会長」と記載すべきところ、「宮西連区民生児童委員協議会会長」と記載されている誤記があった。日付の記載及び押印はされていなかった。

現金出納簿を確認したところ、令和元年12月から令和3年3月までのものが添付されていた。単位民生委員協議会会長の原本証明がされており、押印はされていたが、日付の記載はされていなかった。

イ 大和町連区

(ア) 令和元年度

収支計算書によれば、収入の部は交付金178,000円及び社協大和支会助成金1,151円の合計179,151円であり、旅費131,240円、消耗品費11,847円、食糧費17,166円、印刷製本費16,304円及び通信運搬費2,594円に充当されていた。単位民生委員協議会会長の証明がされており、押印はされていたが、日付の記載はされていなかった。

現金出納簿を確認したところ、平成31年3月から令和元年11月までのものが添付されていた。単位民生委員協議会会長の原本証明がされており、押印はされていたが、日付の記載はされていなかった。

(イ) 令和2年度

収支計算書によれば、収入の部は交付金176,135円及び大和会会費12,447円の合計188,582円であり、旅費75,000円、消耗品費23,510円、食糧費22,647円、印刷製本費64,275円及び通信運搬費3,150円に充当されていた。単位民生委員協議会会長の証明がされており、日付の記載及び押印がされていた。

現金出納簿を確認したところ、令和2年4月から令和3年1月までのものが添付されていた。単位民生委員協議会会長の原本証明がされており、日付の記載はされていたが、押印はされていなかった。

ウ 大徳連区

収支計算書によれば、収入の部は交付金90,371円及び市運営費22,399

円の合計112,770円であり、消耗品費14,378円、食糧費26,562円及び印刷製本費71,830円に充当されていた。単位民生委員協議会会長の証明がされていたが、日付の記載及び押印はされていなかった。

現金出納簿を確認したところ、令和2年1月から令和3年3月までのものが添付されていた。「原本と相違ないことを証明する」との記載はあったが、単位民生委員協議会会長の役職名及び氏名が記載されておらず、日付の記載及び押印もされていなかった。

エ 収支計算書及び現金出納簿等の確認状況について

上記アからウにつき実績報告書の添付書類として県に提出された収支計算書及び現金出納簿等を確認したところ、収支計算書記載の金額と現金出納簿記載の金額が直接対応しておらず、実績報告書の添付書類として提出された書類だけでは支出の有無及び金額の確認ができないものがあった。また、県が様式例として示した現金出納簿には、支出を記帳する際に交付金対象経費の区分として交付要綱別表の①から⑧までの区分の番号を補記する欄が設けられているが、実際に各連区において記帳されている現金出納簿には、当該欄が設けられておらず①から⑧までの区分の番号が明記されていないもの、記載はされていたものの収支計算書の区分の番号と対応していないもの等があった。

尾張福祉相談センターに確認したところ、これらについては額の確定の審査の際に領収書等を確認して照合し、額に誤りがないことを確認しているとのことであった。ただし、当該審査の結果として作成された補助金等の額の確定調査書には、収支計算書の計算ミスと現金出納簿からの転記ミスについて指導した旨が記載されているのみであり、審査時に確認した詳細な内容について記載された文書は存在しなかった。

なお、請求人は大徳連区の交付金について、交付要綱の対象経費に該当しない費用に充当されている旨を主張しているが、これらの費用については、役員会でのコーヒー代、参考図書代等であって、対象経費に該当することが審査時に確認されていた。

(2) 判断

ア 収支計算書及び現金出納簿に係る証明における押印及び日付の記載について

上記(1)アからウまでにおいて述べたとおり、複数の単位民生委員協議会において、収支計算書及び現金出納簿における証明において、押印又は日付の記載がされていないものが認められた。

請求人は、押印及び日付の記載がないことについて書類の不備である旨を主張しているが、前述したとおり、必ずしも押印及び日付の記載が求

められていないことからすれば、直ちに書類の不備とまではいえない。

なお、前述したとおり、上記(1)ア及びウの単位民生委員協議会において誤記又は記載漏れにより正しく証明がされていない事例が認められたが、これをもって交付要綱違反として直ちに返還を求めるまでの事情にはならない。

イ 添付された現金出納簿の期間について

前述したとおり、交付要綱上、添付書類の項目において収支計算書は令和2年4月から令和3年3月までと明記されているが、現金出納簿については期間が明記されていない。一方、4月から3月までの全期間にわたる現金出納簿が添付されていない単位民生委員協議会があることが認められた。

請求人は、4月から3月までの現金出納簿が添付されていないことは交付要綱に違反すると主張しているが、現金出納簿の添付を求める趣旨は、収支計算書に記載された支出との突合を行うためであって、単位協議会の出納全てを確認する趣旨ではなく、収支計算書に記載された支出が確認できる範囲で添付されていれば、特にこれを交付要綱違反として指摘するまでには至らない。

したがって、上記のように4月から3月までの全期間にわたる現金出納簿が添付されていないからといって、直ちに、これを書類の不備と認めることはできない。

ウ 関係書類の確認状況について

収支計算書及び現金出納簿等の確認状況は上記(1)エにおいて述べたとおりであるが、上記4において認められたものも含め、収支計算書の金額の記載に誤りがあるもの、証明に係る誤記又は記載漏れ等が見受けられ、交付金額の確定の審査時に十分な確認がされていないことが窺われる。

上記(1)エにおいて述べたとおり、交付金の対象経費の支出額については収支計算書、現金出納簿、領収書等を照合することにより誤りがないことが確認されているので、結果的に交付額に影響を及ぼしていない。したがって、この指摘事項によって直ちに交付金の返還を求めることはできないというべきである。

エ まとめ

以上のとおり、収支計算書及び現金出納簿その他添付資料並びにその確認状況において、交付金の返還を求めるべき事情を認めることはできなかった。

6 請求人のその他の主張について

請求人の主張には、特定の単位民生委員協議会の現金出納帳において、繰越

金の状況が不明である、記帳が正しく行われていない等の事項を指摘し、これらの監査を県監査委員に対して求める趣旨のものが含まれるが、住民監査請求の監査の対象範囲は交付金の支出の範囲に限られるところ、これらの事項は単位民生委員協議会の会計処理の問題であって、交付金の支出に係るものではないと認められることから、住民監査請求の対象とはならない。

また、請求人は「一宮市民生児童委員協議会会長及び一宮市福祉部部長に刑事告発を求めるよう要望を一宮市長にさせていただきたい」と主張しているが、これは住民監査請求により請求すべき措置ではなく、採用することはできない。

第4 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、理由がないと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。

第5 要望

本件の判断は、以上のとおりであるが、今回の監査を踏まえ、以下のとおり要望する。

1 前回監査請求の結果を踏まえた措置状況について

上記第3の2(3)において述べたとおり、交付金については、前回監査請求において監査を実施し、監査委員の要望として、交付事務の透明化を求めたところである。今回の監査請求の対象は、当該要望を踏まえて県が行った交付要綱の改正及び交付事務の改善を経た後の交付金の交付に係るものであることから、以下、その措置状況について述べる。

2 措置状況に対する評価及び要望について

交付金の交付事務については、前回監査請求における監査委員の要望を踏まえて交付要綱の改正を始めとして相当な改善が行われたことは認められる。しかし、上記第3の4(5)において述べたとおり、視察研修と銘打っているものの、全体として遊興・観光が目的であることを窺^{うかが}わせる行程が認められるものが多かったことから、観光施設への立ち寄り、宿泊等を伴う視察研修に対する交付金の充当の可否について、加えて、収支計算書その他の提出書類の取扱等についても、更に交付要綱上明確にする必要が認められる。また、交付事務の運用においても十分に交付要綱の徹底がされているとはいえず、依然として交付事務に不明確な部分が残置されていると言わざるを得ない。

また、上記第3において述べたとおり、結果的には交付金額に影響を及ぼすことはなかったものの、実績報告書及びその添付書類の中には、不十分なものや、金額の誤りが訂正されていないままのものもあり、額の確定に当たっての

審査が不十分であったと思わざるを得ない部分があった。

このような現状を踏まえて、県においては、急ぎ、市町村並びに民生委員協議会連絡会及び民生委員協議会と連携しつつ、交付金の対象となる視察研修の見直しを見据えて、交付金の交付事務の明確化及び的確な審査に向けた更なる改善に努められたい。

別表

交付の対象となる経費	
対象経費	内 容 (例示)
①報償費 (講師等謝金)	研修会、講演会等において講師や指導者に支払う謝礼金
②旅費	研修会、定例会、各種の会議等に参加する時にかかる電車代、バス代等の旅費 視察研修にかかる旅費も含む。
③消耗品費	筆記用具、コピー用紙、封筒、ファイル、印刷用インク等の事務用品や、各種活動に使用する材料費、参考図書等必要な物品費
④食糧費	各種の会議、サロン活動等事業等に付随する茶代、食事代 事業後の反省会、意見交換会等における茶代、食事代も含む。 (※)
⑤印刷製本費	機関紙、情報誌、写真、チラシ、調査用紙等の印刷代や資料作製代
⑥通信運搬費	活動に必要な切手、はがき、郵送料、電話代等の通信にかかる経費
⑦使用料 賃借料	会議、研修会、講演会等で使用する会議室や研修室などの使用料 会議等に必要となるマイクや冷暖房料金、機械・器具等の使用料も含む。 視察研修等におけるバスの借り上げ料
⑧負担金 (研修会参加負担金等)	研修会、講演会等へ参加・受講する場合の参加費や受講料

(※) 食事は簡素なものとし、1人当たり3千円を上限とする。